

半田市地域公共交通会議設置要綱の改正について

協議事項の概要

対象	半田市地域公共交通会議設置要綱の改正
今回 協議内容	① 会議における書面決議に関する事項の追加 ② 運賃料金部会における書面決議に関する事項の追加
変更理由	やむを得ない事由により委員の招集が困難であると会長及び部会長が認める場合において、書面による議決が可能であることを明示するため。
適用時期	本会議承認後、市要綱改正手続きの完了した日
協議に係る 経緯	令和7年2月5日 地域公共交通会議において協議

■ 概要

半田市地域公共交通会議及び半田市運賃料金部会において、やむを得ない事由により委員の招集が困難であると会長及び部会長が認める場合に、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問うことが可能であることを明示するものです。

半田市地域公共交通会議設置要綱

(設 置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市内における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進を協議するため、半田市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (4) その他市の公共交通政策に関する事項

(組 織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (6) 愛知県知多建設事務所長が指名する者
- (7) 愛知県半田警察署長が指名する者
- (8) 市民又は利用者を代表する者
- (9) 学識経験者
- (10) 副市長
- (11) 市職員

- (12) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の定数は、28名以内とする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
 - 4 委員は再任することができる。
 - 5 第1項第8号に規定する者のうち公募により選出された者及び第9号に規定する者以外については、委任状により会議に代理者を出席させることができる。

(役員)

第4条 会議に以下の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 議長1名
 - (4) 監事2名
- 2 会長は、会議を代表し、副市長をもってこれに充てる。
 - 3 副会長及び議長は、委員のうちから会長が指名する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、委員のうちから会長が指名する。
 - 6 議長は会務を総括する。

(議 事)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の4分の3以上をもって決する。
- 4 会議は原則として公開とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会長は、やむを得ない事由により委員の招集が困難であると会長が認める場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の監査)

第7条 会議の出納の監査は、監事によって行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議の会計)

第8条 会議の予算の編成、収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議が廃止された場合の措置)

第9条 会議が廃止された場合においては、会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(運賃料金部会)

第10条 会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 半田市地域公共交通会議会長が指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 運賃料金部会に部会長をおき、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 運賃料金部会の議決の方法は、出席委員の4分の3以上をもって決する。

8 運賃料金部会は原則として公開とする。

9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに会議会長に報告するものとする。

10 部会長は、やむを得ない事由により委員の招集が困難であると部会長が認める場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運賃料金部会の議決に代えることができる。

11 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月 日から施行する。